

明治新政府の金札通用促進

釈文

①

史料A 行政府からの沙汰(書下し文)

先般、金札の儀、正金同様、天下普く通用致すべく旨、仰せ出され候處、兎角御趣意貫徹致さず、諸國の物産、都會へ運送する者、必ず正金を以って其價を求め、或は金札を厭ひ、都會に持ち来り、品物を買取り候様成り行き、金札は都會にのみ相集り、益ますますもつ以て四方不融通に相成り、物價日を追って沸騰致し、これに加え、外國御交際上に於て御不都合の廉々少なからず候間、今後御仕法立てさせられ、天下普く流通致し、物價平均に相成るべくため、別紙の通り、仰せ出され候間、府・藩・縣共、厚く御趣意を奉戴致すべき様、御沙汰候事

六月 行政官

史料B 金札通用状況探索書 大道

探索書
小川安太郎

大道より鎌倉道・浦賀邊

金札通用の儀探索書

③

一 青山通り渋谷宮益町・三軒茶屋・

瀨(世) 田谷新町邊迄、品川縣より嚴重

の御達に付、金札通用宜敷候事

一 夫より二ツ子の渡し境にて、武州多摩郡

溝之口、家数百軒余、神奈川縣より

嚴重の御達に付、金札通用宜敷

御座候事

一 同郡枝(荏田) 村通り筋、家数五十軒程

増上寺領の由、金札通用の義、地頭より

達し無之、通用悪敷候、札見候者も

少く御座候事

一 同郡甲斐庄兵部領地、本領安堵

高四千石、金札の義、領主より達し

無之、通用悪敷、同所にて札見候者

無御座候旨、甲斐庄兵部は河内国へ

御用出の旨、知行所にて申居候事

一 同郡神奈川縣支配所長蔦村、家

数百軒程、金札の義、御達無之に付、

通用不致候事

一 夫より藪川境にて相州へ入、高座郡

靄間村、家数八十軒程、金札の儀、神奈川縣より村役人迄、通用の義

御達し御座候得共、小前の者へ村役より

達無之に付、通用不致候事

一 五月十九日晝八時半時頃、相州高座

郡一之関村名主小林源内物置場より

出火、酒造店吉軒類焼、全附火にて

候由、當節近邊盜賊多く、至て不穩と

口々申居候事

一 同断同郡大塚村、家数通り筋にて

拾式三軒、金札の義、神奈川縣より

御達御座候得共、當村へ札いまだ廻り

不申、見候者も無之に付、札にては諸拂

堅断の事

一 同断同郡國府村、堀田相模守領知

壹万石余、通り筋、家数五十軒程、

金札通用の儀、地頭より触等無之

に付、通用悪敷候事

一 夫より熱(厚) 木川境にて、相州愛甲郡

熱木宿、家数五百軒余、三万四千石

大久保佐渡守領分にて、大道筋へ

諸事御達し等触出しの宿にて、金札

の義、先達て神奈川縣井地頭より嚴重に御達御座候得共、札いまだ廻り

不申に付、諸拂等札にては断にて候事

一 同郡糟屋村、家数百軒程、金札

通用の儀、熱木宿同様の事

一 夫より大隅(住)郡子安村、家数五百軒程

金札通用の義、熱木宿同様に候事

但熱木宿より此方、大前の向は札受取

候者も御座候得共、小前の者一切受取不申事

④

一 武州多摩郡溝之口次村・枝村邊より

文久銭八文、寛永拾弍文の通用にて候事

一 相州高座郡要(用)田村、家数八十軒程、

神奈川縣と御達無之、金札通用は

一切不仕候事

一 東海道藤沢宿にては、神奈川縣より

嚴重に御触に付、金札通用宜候得共

問屋相場、天保銭にて九貫五百文位イ、

正金札とも同様相場にて候、町相對は

両様と拾貫四百文通用にて候、文久銭、

寛永とも少く、東京並通用無御座候、

都て初發より何れの宿駅とも、天保

銭多く御座候事

一 相州江の島、神主岩本将監・壬生

大膳・北條主殿を初め、町家・獵師町

迄、家数弍百軒余、金札の義、神奈川

縣より嚴重に御達候得共、相對にては

通用悪敷、御武家方、無利(理)に御拂

相成候はゞ無抛頂戴は仕候得共可相成は

金子にて御拂被下候様申居候事

一 同靄ヶ岡八幡宮前、町通り筋、家数

弍百軒余、金札の義、神奈川縣より

御達有之候得共、小前の者諸拂等に受取

不申候に付、不通用の事

一 右近在の者共、札見候者一切無之に付、

通用致不申候事

(久良岐)

一 武州倉木(久良木)郡金沢吉万弍千石にて

米倉丹後守領分、通り筋家数百

六拾軒程、金札の義、御達御座候得共

⑤

札見候者無之に付、通用悪敷候事

一 相州倉木郡野嶋村、家数五十軒程

金札の義、神奈川縣より御達御座候処、

通用悪敷に付、可相成は正金にて諸拂

受取申度旨、武家へ對し候ても申候由、

乍去無利に相拂候はゞ、無抛受取候哉と

察候事

一 相州三浦郡浦賀港、家数千五百軒

の余、金札の義、神奈川縣より御達に付、

大家の町人は通用宜候得共、小家にては

断申候、乍去港の義に付、追々通用致

候義と存候、右港入江拾八丁の間に

大小船多分入込罷在候事

浦賀港にて風聞承り込候に付申上候

一 去る五月十日頃、異人弍百五六十人にて

乗氣船にて浦賀沖通船の処、笠岩と

申へ乗掛、船二つ割に成候に付近辺より

助け船差向候処、息有之候者拾五人

連来り、藁焼あぶり候に付、拾五人丈ヶ

助り、跡畢死の由、其邊海深弍百四五十

ひろ程の深海の由にて候事

一 同断、五月中旬、薩州公の人数乗氣

船にて三百余人乗にて帰船の処、右沖、

ふっ津の洲に船掛候に付、進退共

途を失ひ罷在候内、追々助け、船は港へ

上陸逗留中、所々にて乱法有之、船會所

にて何歟無むつかしくつヶ敷申、刀を抜候ておどし、

⑥

或は新町の遊女屋有之、夫へ参り、遊び

候節、薩人の言語早く、女共に聞取兼

候を腹立、遊女藝子の者共へ、無^マつケ敷

申、諸事拂は不致上、刀の柄に手を掛け

杯いたし、當惑の上、詫申相済申候、又

酒屋・料理屋等にて、呑喰の上、勘定等

不致帰り候に付、御拂被下候様申候は、

直に刀の柄に手を掛候に付、其儘行過、

其外人殺しは無之候得共、所々にて

右様の義致候に付、港中薩人の

逗留中は鎮り居、物静に慎み罷在

候処、五月十九日昼時頃、蒸気船にて帰

船相成候に付、一同安堵の思ひ致候趣

皆口々に申居候事

一 同断同郡横須賀、家数三百軒余にて

製鉄所盛に相見え申候、右村より

製鉄所へ千人程の日雇の者入込

候由、追々家数出来繁家(華)の地に相成

候義と奉存候、金札通用の義、宜敷

候事

但人氣は不宜、諸人入込の場所故と

奉存候事

一 武州橋郡神奈川宿、金札の義は、正金

同様の通用にて候事

但正金并札とも問屋にては両に十貫文相場

相対にては両に相方とも拾貫四百文相場に

候事

一 神奈川より東京迄は、通り筋、川崎

大森邊共、金札通用宜候事

但都て道中筋、文久・寛永とも少く

⑦

八文・十二文の通用にて、東京並に通用は

一 金札の風聞、巡察の場所の様子承り

候処、大家の町人より、中の町人迄は

往々通用至極宜候得共、下部の者共

取扱ひに當惑の由、尤諸国在々にても

札を以、直に金錢に両替、少も差支

無之様相成候は、格別、夫と申も、既に

東海道を初、道中筋并東京

にても人足杯へ、札にて御拂等出候節は

雨天にても候は、置所差支ひ、常々

紙入の懷中物も無之、又暑氣の時分は、

あせでぬれ候ては、通用にも差支へ、

又、船頭杯も右同様ぬれ手にて扱ひ

候訳にも不參、箱にても拵え、銘々腰へ

下げ候ても受取、札箱へ入候間、少々

直に出し候跡は、箱計下げ候者多く候、

如何にも當惑の旨、下部の者共雑談、

何れにても申居候、承り込候に付、其儘

書加え奉申上候事

右至急探索の處、彼是延日仕候得共

不取敢奉申上候、以上

五月廿四日

小川安太郎

太政官札の額面と金額

額面	金額
10両札	2,033万2,890両
5両札	596万9,685両
1両札	1,548万5,798両
1分札	516万1,296両1分
1朱札	105万 330両3分

史料C 金札流通促進の議

⑧

上

以書取實情奉申上候

楮幣ちよへいの義に付、品々厚御世話被為在候間、下情

今日の事奉申上候

一 金札の義、當節五海道宿々、其余往還筋在町

市場の義は、其地元丈々は、ヶ成通用いたし居候

得共、在々農事一派（統）の村々に至り候ては、未だ金札

入廻り不申、通用方難行届候に付、質朴性来の

百姓ども、當今

御多端の御場合は不相弁、俗に云金札にては賣

ものも見合候姿みあわせに相聞候間、商人共諸品買出しに

参り候ても、不取敢義も有之由にて、自然東京は

勿論、市場・町場・宿々の処も、いつとなく諸色相減候

故、物價も沸騰仕候様成行可申、物價高直に

相成候得ば、農業一派のもの共、又々右を苦情に

相唱候道利（理）も可有之不穩、且亦農事一派の者

共の内、身元ヶ成のもの共に至り候ては、諸品賣物見合

⑨

居、其上貯置候金銭は成丈ヶ困置可申候、金銭

拂底に相成候得ば、是以貧民共難渋に成行候義

にて、就中國々肝商共においては、窮民難義をも

不厭、己の利欲に泥み、格外高直に賣渡候間、是人

心不穩、尚亦此上も金札通用方嚴重に御布令も

有之候はゞ、在々迄も無滞通用可仕候得共、右奉申上候

通り、農商ともに身元の者共、金銭貯込候はゞ、丸に

金札計にて通用取引いたし候様相成可申、左候得ば

極て物價騰揚仕候は顯然の義に付、別格に育民

御親裁の御沙汰無之候ては、下々貧賤のもの共

往々活計難相立、終に變動いたし候基にも可

相成哉と乍恐奉存候間、其支配府縣へ被仰付、

在中一般に聊つゝも金札御貸渡相成候ては如何

可有御座哉、素々性来至誠の百姓共、金札御貸渡

相成候上は、通用取引不仕候ては、不相濟事に相心得

候は必然の義、然る上は在々迄も至急通用方行届

可申、其内一兩年も金札十分通用いたし候上は

⑨

又々正金も追々立廻り可申哉と奉存候、右は奉恐入

義に御座候得共、愚意以書取奉申上候

一 在中の義、諸方風説傳承仕候処、當時立廻り金札

壹面の札のみ、在々市場・町場へ相廻候間、品々請取候

もの共、小買物に差支、賣人においては釣札に差支、

尤聊の釣銭は差出候由に候得共、譬ば金札壹面を以

壹朱、貳朱の賣物にては、正金の釣、何れの場所においても

不差出趣に相聞、別て困窮の者共、右等の場合より

必至と難義いたし、其上錢追々拂底、相場引上げ、

殊に諸色高直に相成、大金札多にて実以差支候由、

右は正金同様の御布告に付、正金にて釣金不差出候

ては御趣意に振候義には有之候得共、此義は上野武

相房総在町并東京迎も同様の趣に相聞候間、可

相成は、差向貧民難義不致様に金札夥敷

一 ⑪ 一

御發弘不相成候ては、実々在々の処、変換を生じ可申も難斗奉存候間、右小札大急在中へ相廻候様御所置被成下置度奉存候

近頃諸方、錢相庭（場）引上げ候故歟、青錢・文久錢は御布令の通、追々通用いたし候由に相聞申候

関内の人望并奸商共、奉申上候迄も無御座候得ども、兎角流弊有之、差向の利欲に迷ひ、銘々勝手に不相成義は聊にても苦情を相唱、當今不容易

御多端の御場合は、更に不相弁事に付、自然心得違も出来可申哉、実以歎ヶ敷次第に御座候間、乍恐寛太の

御徳化に復し候様被為遊度、無忌憚奉申上候、以上

巳六月

* 明治新政府は戊辰戦争に多額の費用を要し、新国家建設の資金が不足したので、参与兼会計事務掛三岡八郎（のちの由利公正）の建議により、慶応4年5月15日の布告で太政官札を発行した。「通用期限は13年間」とし、総額4,897万3,973両1分3朱の金札が製造された。新政府はこの太政官札（通称金札）通用拡大を促したが、円滑に流通されず、また偽造紙幣も大量に出回った。このため、実際の発行は一部に留まり、通用期間も短縮して明治通宝への切り替える事になった。



* 明治政府は、近代国家の共通通貨として「円」（圓）の近代的紙幣に切替を決定、国内に精巧な印刷技術がなかったため、明治3年（1870）10月に9券種、額面5000万円分（後に5353万円分を追加）を発注

* 翌明治4年12月に新紙幣が届き始め、紙幣寮で「明治通宝」の文言や「大蔵卿」の官印などを補い、明治5年（1872）4月に発行された。この明治通宝は年々、民衆からは新時代の到来を告げる斬新な紙幣として歓迎され、雑多な旧紙幣の回収も進められた。その後、日本への技術移転が行われ、日本国産の明治通宝札に切り替えられ、明治10年（1877）の西南戦争の際には莫大な軍事費支出に役立つこととなった。